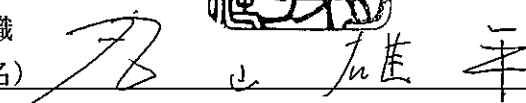
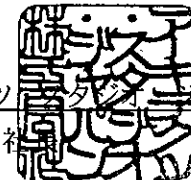



**新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書**

平成25年11月13日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 清田 瞭 殿

会社名 アーキテクトデザインジャパン株式会社
代表者の代表取締役社
役 職
氏名(署名)   

当社の代表取締役社長である丸山 雄平は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至った理由は、以下のとおりであります。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成においては、その業務分担と責任部署を明確にしており、各責任部署において適切な業務体制が構築されております。
3. 毎月1回開催する定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、重要な経営情報及び業務の執行状況等が適切に報告されるとともに、経営上の重要事項の意思決定を行っております。
4. 監査役は、取締役会への出席、監査役監査の実施、日常の情報収集等を通じて、取締役の意思決定及び職務執行が適正に行われていることを確認しております。
5. 内部監査は、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室が、他部門から独立した立場で内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況等について、その結果を代表取締役社長へ報告しております。
6. 会計監査人である有限責任 あずさ監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上